

第24期 決算公告

2025年6月25日

東京都港区赤坂二丁目3番5号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 伊東 武

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	306,031	預 金	1,854,142
買 入 金 銭 債 権	24,813	譲 渡 性 預 金	15,000
有 価 証 券	353,736	コ ー ル マ ネ ー	94,856
貸 出 金	1,602,157	売 現 先 勘 定	126,425
外 国 為 替	3,388	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	19,905
そ の 他 資 産	62,859	借 用 金	3,200
有 形 固 定 資 産	2,619	外 国 為 替	594
建 物	1,656	そ の 他 負 債	51,113
土 地	206	賞 与 引 当 金	876
建 設 仮 勘 定	11	役 員 賞 与 引 当 金	272
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	745	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	259
無 形 固 定 資 産	5,608	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	59
ソ フ ト ウ ェ ア	5,411	利 息 返 還 損 失 引 当 金	4
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	196	支 払 承 諾	9,900
繰 延 税 金 資 産	5,507	負 債 の 部 合 計	2,176,611
支 払 承 諾 見 返 金	9,900	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△14,635	資 本 金	26,000
		資 本 剰 余 金	24,000
		利 益 剰 余 金	135,608
		株 主 資 本 合 計	185,608
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△512
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	280
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△231
		純 資 産 の 部 合 計	185,377
資 産 の 部 合 計	2,361,989	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,361,989

連結損益計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目						金 額	
経常収入	益						62,976
資金運用収入	益					52,532	
貸出金利	息					35,763	
有価証券利息	配当金					14,861	
コールロ－ン	利息					0	
預け金	利息					1,049	
その他の受入	利息					858	
役務の取引等収入	益					7,475	
その他の業務収入	益					1,732	
その他の経常収入	益					1,236	
償却債権取立	益					1	
その他の経常収入	益					1,234	
経常費用							49,900
資金調達費用						12,337	
預金利息						7,335	
譲渡性預金	利息					88	
コールマネー	利息					407	
売現先	利息					4,295	
債権借取引	支払利息					172	
借入金	利息					3	
その他の支払	利息					34	
役務の取引等費用						3,375	
その他の業務費用						2,014	
その他の経常費用						30,662	
貸倒引当金繰入	額					567	
その他の経常費用						942	
経常利益							13,075
特別損失							112
固定資産処分	損失					112	
税金等調整前当期純利益							12,963
法人税、住民税及び事業税						3,598	
法人税等調整額						△276	
法人税等合計							3,322
当期純利益							9,641
非支配株主に帰属する当期純利益							—
親会社株主に帰属する当期純利益							9,641

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社・子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1 社
会社名
株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス
- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 2 社
会社名
AZ-Star 株式会社
AZ-Star 3 号投資事業有限責任組合
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 1 社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年又は8年）に基づいて償却しております。

4. 他の金融機関より取得した貸出金の会計処理

証書貸付は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。

なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先で財務制限条項に抵触又は貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が二次査定を実施しております。その査定結果に基づいて引当金の算定を行っております。

また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額のうち、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額については、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則りヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

13. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

当該会計基準等を2027年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 14,635 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。各債務者の収益獲得能力を個別に評価するにあたっては、入手可能な直近の情報を可能な限り反映させて評価しております。貸倒引当金はこのような評価の結果とともに、将来予測される、より長期の景気変動による信用コストを踏まえ計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

「(金融商品関係)」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「(金融商品関係)」「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

③ 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び子法人等の株式を除く） 2,587 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,721 百万円
危険債権額	9,602 百万円
三月以上延滞債権額	609 百万円
貸出条件緩和債権額	2,280 百万円
合計額	22,213 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、780 百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,046 百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	168,128	百万円
貸出金	7,000	百万円

担保資産に対応する債務

預金	573	百万円
売現先勘定	126,425	百万円
債券貸借取引受入担保金	19,905	百万円
借入金	3,200	百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 3,835 百万円、保証金 2,065 百万円及び金融商品等差入担保金 20,891 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,547 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 118,062 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 4,986 百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、金融派生商品収益 1,085 百万円及び国債等債券売却益 353 百万円を含んでおります。
2. その他の経常収益には、投資ファンド運用益 572 百万円、買取債権回収益 377 百万円及び団信配当金 182 百万円を含んでおります。
3. その他業務費用は、外国為替売買損1,845百万円を含んでおります。
4. 営業経費には、給料・手当14,873百万円及び退職給付費用397百万円を含んでおります。
5. その他の経常費用には、不良債権売却損569百万円、貸出金償却額171百万円及び投資ファンド運用損 166百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という。）は、融資事業及び投資商品の組成販売、代理販売などの金融サービス事業、並びに債券による資金運用、デリバティブ取引を行っております。

資金調達は市場の状況や長短バランスを考慮した上で、主に預金や市場取引等により行われております。事業及び運用においては、取引相手に係るリスク（信用リスク）及び金利や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）等を管理するため、行内に委員会等を設置し、総合的なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。信用リスクは、経済環境の状況の変化や個別の貸出先の経営状況・収支状況の変化によって悪化する場合があります。こうした信用リスクの悪化に備え、貸出金の一部には不動産担保等の保全措置を講じておりますが、不動産担保等の価値は不動産相場等の変動により変化するため、担保価格の変動リスクにも晒されております。

また、当行グループは余資運用目的及び事業推進目的で有価証券を保有しております。中でも債券が多くを占めており、これらは金利リスク、発行体の信用力等に起因する価格の変動リスク及び市場流動性リスクに晒されております。加えてALMの一環及びバンキング勘定の取引としてデリバティブ取引も行っており、これらは金利・為替をはじめとした市場リスクと信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理の基本ポリシー」「クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理に係る組織・決裁権限・管理方法の方針を明確にしております。この方針に基づき、銀行全体の信用リスクの定量的な把握・分析をリスク統括部が担当し、執行役会、取締役会等に定例報告する体制が構築されております。

信用リスクの限度額管理としては、「統合リスク管理規程」に基づき信用リスクに対する限度額を設定し、信用リスク量をこの範囲内になるようにコントロールしております。加えて、与信集中リスク管理の観点から、集中リスクの高い与信セクターを抽出し、セクターごとに投融資金額の制限を設けるとともに、投融資先ごとの大口与信制限額を設定して投融資業務を運営しています。

個別の投融資取扱におきましては、リスクマネジメント部門において与信審査、内部格付、問題債権への対応、与信状況モニタリング等を行っております。また、取締役会及び経営陣が参加するクレジット・リスク・コミッティーにおいて、高額な投融資案件の審議、重要与信案件の報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場性リスク管理の基本ポリシー」を定め、市場リスク管理に関わる組織・権限・管理方法等を明確化しています。この規程に基づき、銀行全体及び市場部門の市場リスクの定量的な把握・分析をリスク統括部が担当し、ALM委員会及び取締役会に定例報告する体制が構築されております。また、ALM管理により、市場リスクを一元的かつ適切に管理し、資産・負債構造をさまざまな角度から分析・統合管理することで、将来にわたり安定した収益確保を目指しております。

市場リスクの計測にあたっては、統一的なリスク指標であるVaR（バリュー・アット・リスク）及びBPV（ベシス・ポイント・バリュー）を使用しているほか、統計的な推定の範囲を超える市場の急激な変化に備えてストレステストを実施し、予期せぬ大きな損失の発生を防止する体制を整備しております。

また、取締役会及び執行役会が承認したリスク限度額、損失限度額等の遵守状況を日々モニタリングし、経営陣に報告しております。さらに、取引執行部門（フロントオフィス）と事務部門（バックオフィス）及びリスク管理部門（ミドルオフィス）との相互牽制体制も確立されております。

市場リスクに係る定量的情報

当行では、銀行経営上の管理に最も重要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品を以下の方法で管理しております。それらの金融商品の中で「有価証券」（金銭の信託勘定で保有するものや、買入金銭債権勘定で保有するみなし有価証券を含む）を「その他有価証券」と「満期保有目的の債券」に大別して管理しております。これらの市場リスクについては、VaRで定量的に損益に与える影響を計量化しております。計量方法は、ヒストリカル法、保有期間6カ月、信頼区間片側99%、観測期間2年以上にて行っております。2025年3月31日現在の影響額は10,747百万円です。

VaRは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額を算出するものであり、統計的な手法に基づく市場リスク計測方法です。したがって、過去の市場の変動をもとに推計したVaRの値は、必ずしも実際に発生する最大損失額を捕捉したものではありません。また、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、VaRの値を超える損失額が発生する可能性があります。

ただし、当行では、VaRによる市場リスク計測モデルの有効性を、VaRと実際の損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、ストレステストの実施等により、VaRのみでは把握しきれないリスクの把握に努めているほか、リスク限度額や必要に応じたポジション枠の設定による厳格な管理体制の構築により、市場リスクの適切な管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理の基本ポリシー」を定め、資金繰り管理等を日々モニタリングし、逼迫度合いを把握するとともに、資金繰りに悪影響を及ぼすと想定される風評等についての情報を常に収集・分析対応できる体制を構築しております。また、ストレス状況下における30日間の純資金流出額を上回る額を流動性の高い資産で保有することを定め、十分な流動性を常時確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、原則として市場価格に基づく価額となりますが、市場価格がない場合においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金及び売現先勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。その他の金融商品は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1）有価証券			
満期保有目的の債券	216,741	217,453	712
その他有価証券	131,687	131,687	—
（2）貸出金	1,602,157		
貸倒引当金（※1）	△14,602		
	1,587,554	1,660,453	72,898
資産計	1,935,983	2,009,594	73,610
（1）預金	1,854,142	1,854,473	330
（2）譲渡性預金	15,000	15,000	—
負債計	1,869,142	1,869,473	330
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(167)	(167)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	380	380	—
デリバティブ取引計	213	213	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引の正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	470
組合出資金（※2）	4,836

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
国債・地方債等	21,417	—	—	21,417
社債	—	632	24,519	25,152
その他	47,058	35,386	2,624	85,068
デリバティブ取引				
金利関連	—	15,000	—	15,000
通貨関連	—	14,808	—	14,808
債券関連	69	—	—	69
資産計	68,545	65,827	27,143	161,517
デリバティブ取引				
金利関連	—	14,457	—	14,457
通貨関連	—	15,133	—	15,133
債券関連	73	—	—	73
負債計	73	29,591	—	29,665

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	217,453	—	217,453
貸出金	—	—	1,660,453	1,660,453
資産計	—	217,453	1,660,453	1,877,907
預金	—	1,854,473	—	1,854,473
譲渡性預金	—	15,000	—	15,000
負債計	—	1,869,473	—	1,869,473

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債等がこれに含まれます。

市場価格のない私募債等は、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に上記以外の有価証券がこれに含まれます。

また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

貸出金

貸出金については、商品別及び信用格付け別に区分して、原則として見積将来キャッシュ・フローに担保の設定状況等を考慮した金額をリスクフリー金利で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を用いた割引現在価値、又は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限の定めのないものにつきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期性預金については、一定の期間ごとに区分して、原則として見積将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に同一又は類似の預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間や残存期間が短期間（概ね1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1） 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	現在価値技法	倒産確率 倒産時の損失率	0.1% 0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益
		損益に計 上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券	27,195	31	43	△125	—	—	27,143	70

(※1) 連結損益計算書に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行グループでは財務部門において時価の算定に関する方針を定め、リスクマネジメント部門においてそれに基づく手続を定めております。レベル3に分類された時価は、定められた手続に従い、主にリスクマネジメント部門が算定及び検証を行い、同部門担当執行役に承認されております。また、検証結果は、財務部門に報告されることで時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

市場価格のない私募債等の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率及び倒産時の損失率であります。

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の債券の残高に占める割合であり、将来の担保不動産時価に対する時点の債権の残高の割合から算定した推定値です。

倒産確率と倒産時の損失率は正相関の関係にあり、これらのインプットの著しい増加は、時価の著しい低下を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	156,860	157,698	838
	小計	156,860	157,698	838
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	59,881	59,754	△126
	小計	59,881	59,754	△126
合計		216,741	217,453	712

2. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	債券	14,757	14,632	125
	国債	—	—	—
	社債	14,757	14,632	125
	その他	41,068	40,518	549
	小計	55,825	55,150	674
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	債券	31,812	31,928	△115
	国債	21,417	21,490	△73
	社債	10,395	10,437	△42
	その他	48,408	50,880	△2,472
	小計	80,221	82,808	△2,587
合計		136,046	137,959	△1,912

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
外国債券	29,910	353	—
合計	29,910	353	—

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

（税効果会計関係）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は74百万円増加し、その他有価証券評価差額金は6百万円増加し、繰延ヘッジ損益は3百万円減少し、法人税等調整額は71百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	62,976
うち役務取引等収益	7,475
預金・貸出業務 (注1)	5,444
為替業務	326
証券関連業務	1,115
保証業務 (注2)	104
保険販売業務	428
その他	57
うちその他業務収益	278

(注1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。

(注2) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益です。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 264,825円21銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 13,773円23銭

第24期 決算公告

2025年6月25日

東京都港区赤坂二丁目3番5号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 伊東 武

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	306,023	預 金	1,867,642
現 金	158	当 座 預 金	1,368
預 け 金	305,864	普 通 預 金	772,010
買 入 金 銭 債 権	24,813	貯 蓄 預 金	165
有 価 証 券	358,041	通 知 預 金	0
国 債	21,417	定 期 預 金	978,496
社 債	25,152	定 期 積 金	11
株 式	4,717	そ の 他 の 預 金	115,591
そ の 他 の 証 券	306,753	譲 渡 性 預 金	15,000
貸 出 金	1,599,422	コ ー ル マ ネ ー	94,856
割 引 手 形 付 金	26	売 現 先 勘 定	126,425
手 形 貸 付	756	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	19,905
証 書 貸 付	1,532,721	借 用 金	3,200
当 座 貸 越	65,918	外 国 為 替	594
外 国 為 替	3,388	外 国 他 店 預 り	62
外 国 他 店 預 け	2,634	未 払 外 国 為 替	531
買 入 外 国 為 替	753	そ の 他 の 負 債	51,174
そ の 他 の 資 産	62,825	未 決 済 為 替 借	356
未 決 済 為 替 貸	517	未 払 法 人 税 等	2,280
前 払 費 用	374	未 払 費 用	3,736
未 収 収 益	3,804	前 受 収 益	1,981
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	3,835	給 付 補 填 備 金	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	11	金 融 派 生 商 品	29,665
金 融 派 生 商 品	29,878	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	331
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	20,891	資 産 除 去 債 務	1,188
そ の 他 の 資 産	3,512	そ の 他 の 負 債	11,633
有 形 固 定 資 産	2,576	賞 与 引 当 金	870
建 物	1,643	役 員 賞 与 引 当 金	272
土 地	206	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	259
建 設 仮 勘 定	11	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	59
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	715	支 払 承 諾	4,332
無 形 固 定 資 産	5,540	負 債 の 部 合 計	2,184,593
ソ フ ト ウ ェ ア	5,343	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	196	資 本 金	26,000
繰 延 税 金 資 産	4,812	資 本 剰 余 金	24,000
支 払 承 諾 見 返	4,332	資 本 準 備 金	24,000
貸 倒 引 当 金	△11,501	利 益 剰 余 金	125,915
		利 益 準 備 金	2,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	123,915
		繰 越 利 益 剰 余 金	123,915
		株 主 資 本 合 計	175,915
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△512
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	280
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△231
		純 資 産 の 部 合 計	175,683
資 産 の 部 合 計	2,360,277	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,360,277

損益計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目							金 額
経 常 収 入	益						62,919
資 金 運 用 収 入	益						52,490
貸 出 金 利 息 配 当	息						35,721
有 価 証 券 利 息	金						14,861
コ ー ル ロ ー ン 利 息	息						0
預 け 金 利 息	息						1,049
そ の 他 の 受 入 利 息	息						858
役 務 取 引 等 収 入	益						7,414
受 入 為 替 手 数 料	益						326
そ の 他 の 役 務 収 入	益						7,088
そ の 他 業 務 収 入	益						1,732
国 債 等 債 券 売 却 益	益						353
国 債 等 債 券 償 還 益	益						14
国 債 融 派 生 商 品 収 入	益						1,085
そ の 他 の 業 務 収 入	益						278
そ の 他 経 常 収 入	益						1,281
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	益						67
買 取 債 権 回 収 益	益						377
そ の 他 の 経 常 収 入	益						837
経 常 費 用							50,634
資 金 調 達 費 用							12,343
預 金 利 息	息						7,341
預 譲 渡 性 預 金 利 息	息						88
コ ー ル マ ネ ー 利 息	息						407
売 現 先 利 息	息						4,295
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	息						172
借 用 金 利 息	息						3
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	息						31
そ の 他 の 支 払 利 息	息						2
役 務 取 引 等 費 用							5,800
支 払 為 替 手 数 料	用						269
そ の 他 の 役 務 費 用	用						5,530
そ の 他 業 務 費 用	用						2,014
外 国 為 替 売 買 損 損	用						1,845
外 国 債 等 債 券 償 還 費	用						168
そ の 他 の 業 務 費 用	用						0
営 業 経 常 費 用							30,272
そ の 他 経 常 費 用							203
貸 出 金 償 却 用 益							2
そ の 他 の 経 常 費 用							201
経 常 利 損							12,284
特 別 利 損							110
固 定 資 産 処 分 利 益							110
税 引 前 当 期 純 利 益							12,174
法 人 税 、 住 民 税 等							3,332
法 人 税 人 税 等							△270
法 定 人 期 純 利 益							3,062
							9,111

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6 年～50 年

その他 2 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年又は 8 年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 他の金融機関より取得した貸出金の会計処理

証書貸付は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。

なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先で財務制限条項に抵触又は貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が二次査定を実施しております。その査定結果に基づいて引当金の算定を行っております。

また、当事業年度の貸倒引当金繰入額のうち、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額については、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則りヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

8. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 11,501 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。各債務者の収益獲得能力を個別に評価するにあたっては、入手可能な直近の情報を可能な限り反映させて評価しております。貸倒引当金はこのような評価の結果とともに、将来予測される、より長期の景気変動による信用コストを踏まえ計上しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有価証券	136,046 百万円
金融派生商品（資産）	29,878 百万円
金融派生商品（負債）	29,665 百万円

（注）上記有価証券には貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表（重要な会計上の見積り）に記載した内容をご参照ください。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（親会社株式を除く） 7,189 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,982 百万円
危険債権額	9,583 百万円
三月以上延滞債権額	600 百万円
貸出条件緩和債権額	2,280 百万円
合計額	19,446 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、780 百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,046 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	168,128 百万円
貸出金	7,000 百万円

担保資産に対応する債務

預金	573 百万円
売現先勘定	126,425 百万円
債券貸借取引受入担保金	19,905 百万円
借用金	3,200 百万円

また、その他の資産には、保証金2,042 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、147,370百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が118,062百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|-------------------|-------------|
| 7. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,873 百万円 |
| 8. 関係会社に対する金銭債権総額 | 3,354 百万円 |
| 9. 関係会社に対する金銭債務総額 | 111,927 百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	5 百万円
役務取引等に係る収益総額	3 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3,305 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	225 百万円
役務取引等に係る費用総額	2,440 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,246 百万円
その他の取引に係る費用総額	28 百万円

2. 「その他の業務収益」は、融資業務関連収入 278 百万円です。
3. 「その他の経常収益」には、投資ファンド運用益 573 百万円及び団信配当金 182 百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、投資ファンド運用損 166 百万円を含んでおります。

5. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位: 百万円)

属性	会社等の 名称	議決権 等の所有(被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	中國信託商業銀行股份有限公司	被所有 直接 100%	親会社	資金運用調達 (注1)		コールマネー	94,856
					219	コールマネー利息	
						未払費用	120
				デリバティブ 取引(注1)		金融派生商品資産	795
						金融商品等 差入担保金	2,473
						金融派生商品負債	3,077
						金融商品等 受入担保金	99
					1,040	外国為替売 買益(注3)	
					19	金融派生商品 収益(注4)	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

社外取締役で構成する取引監査委員会がアームズ・レングス・ルールの趣旨に照らし当行に不利益を及ぼすものでないか否かを事前監査しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

3. 損益計算書は外国為替売買益と外国為替売買損を相殺して表示しているため、外国為替売買損に含まれております。

4. 損益計算書は金融派生商品収益と金融派生商品費用を相殺して表示しているため、金融派生商品収益に含まれております。

(2) 子会社・子法人及び関連会社等

(単位: 百万円)

属性	会社等の 名称	議決権 等の所有（被 所有） 割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス	所有 直接 100%	親会社の 従業員が 役員に就 任	貸付金に 対する被 保証 (注1)	2,440	その他の役 務費用	
						未払費用	211

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当行の消費者向け融資に対して、株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンスが債務保証を行っております。保証料率は、保証対象である融資の信用状況等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。なお、当事業年度末における被保証債権の残高は44,167百万円であります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

6. 親会社に関する情報

中國信託商業銀行股份有限公司 (非上場)

中國信託金融控股股份有限公司 (台湾証券取引所上場)

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	156,860	157,698	838
	小計	156,860	157,698	838
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	59,881	59,754	△126
	小計	59,881	59,754	△126
合計		216,741	217,453	712

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,699
関連法人等株式及び出資金	2,489

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	14,757	14,632	125
	国債	—	—	—
	社債	14,757	14,632	125
	その他	41,068	40,518	549
	小計	55,825	55,150	674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	31,812	31,928	△115
	国債	21,417	21,490	△73
	社債	10,395	10,437	△42
	その他	48,408	50,880	△2,472
	小計	80,221	82,808	△2,587
合計		136,046	137,959	△1,912

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※1)	63
組合出資金 (※2)	2,359

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
外国債券	29,910	353	—
合計	29,910	353	—

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	3,158	百万円
前受収益	509	
資産除去債務	374	
賞与引当金	266	
その他有価証券評価差額	235	
金融派生商品	225	
減価償却費	198	
その他	875	
繰延税金資産小計	5,844	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△758	
評価性引当額小計	△758	
繰延税金資産合計	5,085	
繰延税金負債		
減価償却費	△143	
繰延ヘッジ損益	△129	
繰延税金負債合計	△272	
繰延税金資産の純額	4,812	百万円

(注) 評価性引当額が前事業年度末より 510 百万円減少しております。この減少は貸倒引当金にかかる減少 439 百万円が主なものです。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.62% から、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 31.52% となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 71 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 6 百万円増加し、繰延ヘッジ損益は 3 百万円減少し、法人税等調整額は 68 百万円減少しております。

3. 財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.88	
評価性引当額	△4.20	
将来税率変更	△0.74	
住民税均等割	0.16	
税額控除	△1.57	
その他	0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.16	%

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 250,977 円 02 銭

1 株当たりの当期純利益金額 13,016 円 89 銭